第3章 サービス等利用計画の評価、質の向上に関する取り組み、体制整備について

サービス等利用計画の評価においては、市町村、相談支援事業所、関係者などが協働しながら、地域の実情に応じた評価の仕組みを構築することが重要です。日本相談支援専門員協会作成「サービス等利用計画評価サポートブック」において、サービス等利用計画の評価の手法について以下のとおり提案されています。

①評価対象

サービス等利用計画の有効期間中に1回は評価することが望ましいですが、市町村の規模等によって難しい場合は、規則的に対象を設定することによって複数年にわたって全事例を評価する等の方法も考えられます。また、相談支援事業所や相談支援専門員ごとに一定数を選択するなど地域の実情にあった方法を工夫する必要があります。たとえば、経験が浅い相談支援専門員や作成件数の少ない相談支援事業所の事例を優先的に評価するなどが考えられます。

②評価者

評価の実施主体は市町村であっても、実際の評価は、市町村職員自らが実施する場合、評価委員会を設置して外部有識者及び市町村職員で実施する場合、自立支援協議会の専門部会で実施する場合、基幹相談支援センターに委託して実施する場合等が考えられます。いずれの場合であっても、市町村職員が関与することが必要です。そのため、評価を行う市町村職員は一定程度相談支援の実務を理解していることが望ましいといえます。たとえば、相談支援従事者研修を修了している職員や普段から多くのサービス等利用計画を見ている職員等が加わることが望ましいです。

③評価の時期

年間計画として評価の時期を決めて行う方法が想定されます。対象者数の規模等に応じて評価間隔を設定しますが、評価結果を研修や指導に反映させるためには最低でも 6 か月に 1 回程度は実施することが適当です。

④評価の方法

設定した評価時期に対象となるサービス等利用計画の一覧を作成し、計画を抽出して評価します。 評価に当たっては、「申請者の現状(基本情報)」、「サービス等利用計画」(「週間計画表」を含む)を セットで検討することが原則です。帳票だけではどうしても判断ができない場合には相談支援事業所 職員に出席を求めてヒアリングをすることも考えられますが、本評価は簡易な傾向を把握することを 目的としているので、事例検討会のような内容になる場合は別に機会を設けて実施するべきです。

⑤評価結果

評価結果は相談支援事業所ごとに集計する等して分析します。対象となる相談支援事業所数が少数の場合は、相談支援専門員ごとに集計する等、その後の計画作成や研修に反映できる形で分析することが望ましいです。分析結果は、可能な限り相談支援事業所、相談支援専門員にフィードバックし、

計画の質の確保に向けて自覚的に視点を強化させることが望まれます。また、評価者側でも、分析は 1回限りのものとせず、その後の計画についても継続的に分析することで、視点が強化されたか確認 し、フォローを行うことが重要です。

(1)評価ツールを作成、実施している市町村の取り組み

大阪府の調査において、平成 27 年度にサービス等利用計画の評価を実施している市町村は下記のとおりとなっています。

取り組み	計画相談支援	障がい児相談支援
協議会、連絡会等で計画相談の評価を行うなど	4 = ==++	o ±==++
支援の取り組みがある	4 市町村	3 市町村

(平成 **28** 年度障がい児者の相談支援に関する実施状況調査結果(大阪府調べ)より) 以下、市町村で取り組まれている評価の取り組みについて紹介します。

【市町村における取り組み例】

- ①評価ツールを作成、または評価を実施している市町村の取り組み
 - ○門真市での取り組み

門真市では、特定相談支援事業所の指定時に、サービス等利用計画の作成指針として、大阪府相談支援ハンドブックと日本相談支援専門員協会のサービス等利用計画作成サポートブックを紹介しています。サービス等利用計画は支給決定根拠であるので、それに値するような計画内容の記載を依頼しています。サービス利用の理由となる状況の記載がないことも多いため、障がい福祉課で全ての計画を確認し、支給決定の決裁をとっています。障がいケース担当として地区割でケースワーカーを配置しており、新任者には指導係がついています。計画を確認する障がい福祉課のケースワーカーも、大阪府相談支援ハンドブックとサービス等利用計画作成サポートブックを基準にしています。

新規の障がい福祉サービス利用者のアセスメントは地区担当ケースワーカーが事前に行う情報提供を含めたアセスメントを計画相談支援専門員が作成し、その後に地区担当ケースワーカーが計画案の記載内容のチェックを行っています。

○高槻市での取り組み

高槻市では、市障がい福祉課内に基幹相談支援センターを設置し、社会福祉士、保健師により運営しています。障害者総合支援法分は基幹相談支援センター、児童福祉法分は子育て総合支援センターがサービス等利用計画等の記載内容をチェックし、必要に応じて相談支援専門員に内容の確認及び助言をおこなっています。経験の浅い相談支援専門員に対しては、特に手厚く実施し、支援を行っています。

計画をチェックする際の基準は、日本相談支援専門員協会のサービス等利用計画作成サポートブックの評価チェックシートを活用しています。

計画をチェックする基幹相談支援センター及び子育て総合支援センターの職員は、大阪府主催の市町村新規担当職員向け研修を受講し、スキルアップを図っています。

○岸和田市での取り組み

岸和田市では、相談支援事業所が作成したサービス等利用計画案を、市のサービス担当(支給決定担当)職員でチェックしています。サービス利用のため、すぐ支給決定してほしいという要望が多く、時間短縮のために、まずはサービス担当がチェックして支給決定を行い、その後、計画とモニタリングを相談担当とサービス担当でチェックしています。サービス等利用計画案に疑義があれば電話で確認し、訂正や再提出をお願いしたり、「この視点が抜けている」、など様式にコメントを書き込んでフィードバックしています。さらに、既存事業所が作成したサービス等利用計画の好事例についてなぜ良いのかのポイントを解説して提示したり、提出してもらった計画に今後確認すべき視点等にコメントをつけて返すなど、新任の相談支援専門員が計画相談を実施しやすくなるようフォローも行っています。特にモニタリング時にはじっくり時間をかけて計画を見直していて、利用者が生活全般で何か不自由等していないか、不足しているサービスはないか等確認をしています。

≪PDCA サイクル≫

岸和田市では、上記のような計画の評価(提出してもらった計画に市職員がコメントをつけて返す取り組み)は、平成 **26** 年度から実施しており、コメントの内容を次の計画作成に反映してくれる事業所が多く、徐々にコメント返しの件数は減ってきています。市が計画をきちんと見てくれてうれしい、という事業所の声もあがっており、これからも継続していく予定です。

市職員は、計画の内容について、日本相談支援専門員協会のチェックシートを用いてチェックしていますが、職員によって重視する点が異なることもあり、バラつきがあることが課題だと考えています。また、フィードバックしたコメントを市職員間で共有したり、振り返りや見直し等は出来ていないため、大阪府の研修に参加した市職員が内容を共有するなどして、できるだけばらつきがでないようにしています。

○泉佐野市での取り組み

泉佐野市では、本人を中心としたサービス等利用計画作成によるケアマネジメントを推進するため、障がいのある人のニーズを的確に踏まえた計画を作成し、関係機関と連携し障害福祉サービスを提供できるように適切な支給決定にできるよう取り組んでいます。

また、特定相談支援事業所を確保し相談支援体制の充実化を図るうえで、基幹相談支援センター及び自立支援協議会の機能を充実させ総合的な相談支援を提供する体制整備に努めています。自立支援協議会ケアマネジメント部会は、テーマごとの研修やグループワーク等を毎月開催し、相談支援専門員のスキル向上や関係機関との連携が図れるよう取り組んでいます。

従前より、計画相談支援事業所へのフォローアップと良質なケアマネジメントを推進するため、基幹相談支援センターにサービス適正化機能を委託しており、サービス等利用計画案とあわせて自己確認シート(「大阪府相談支援ハンドブック」のチェックシートを一部改訂)を提出いただいたうえで、平成 28 年度よりサービス等利用計画評価表【参考資料:サービス等利用計画チェックシート・サービス等利用計画評価表 P43】を導入しています。

≪サービス等利用計画評価表による評価の流れ≫

無作為で抽出したサービス等利用計画案・計画・モニタリング報告書(各事業所で1つ、モニタリングも終了している事例)をサービス等利用計画評価チェックシートで(行政職員も評価に加わることもある)課題を可視化し、ケアマネジメント部会で結果報告し、相談支援機能の充実を図る研修等に活かしています。

≪PDCA サイクル≫

平成26年度以前に指定した相談支援事業所と平成27年度以降に新規で指定した相談支援事業所でグループ分けをして評価を実施しています。【参考資料:サービス等利用計画チェックシート・サービス等利用計画評価表 P43】これにより、結果を分析することで、平成27年度以降に指定した事業所に共通する課題が可視化されます。可視化された課題は、相談支援専門員個人の課題ではなく、泉佐野市域の地域特性と総合的視点における課題と捉え、特定の相談支援専門員に対して指導等を行うのではなく、相談支援事業所全体の「底上げ」を目的とする新規事業所向けのフォローアップ研修等の根拠として活用することでフィードバックをしています。

また、昨年度同様に相談支援専門員に自己確認シートによる自己点検を行ってもらい、本人中心とした計画作成のためのケアマネジメントを推進します。【参考資料:平成28年4月からの泉佐野市・田尻町におけるサービス等利用計画案の流れ P49】

(2) 市町村自立支援協議会、事業所連絡会による質の向上の取り組み

障がい児者、とりわけ重度の障がい児者が、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠です。

このため、地域の実情に応じ、中立・公平な立場で適切な相談支援が実施できる体制の整備を図るとともに、相談支援事業を効果的に実施するため、当事者、サービス事業所、福祉、保健、医療、教育、就労、住宅、司法、警察等の関連する分野の関係者からなる自立支援協議会を設ける等のネットワークの構築を図ることが重要であり、障害者総合支援法第89条の3に規定されています。

①事例検討会における評価の視点について

相談支援事業所の運営・相談支援専門員の活動の評価としては、以下の機能が想定されており、相談支援事業者から提出されたサービス等利用計画の評価の仕組みを考えたり、実際に、自立支援協議会を通して、サービス等利用計画を評価し、それを相談支援専門員や相談支援事業者にフィードバックし、質の高いサービス等利用計画の作成を可能とし、ひいては地域全体の相談支援の質の向上を目指す必要があります。

【自立支援協議会に期待される相談支援事業所の運営・相談支援専門員の活動の評価機能】

- ◇中立・公平性を確保する観点から評価
- ◇相談支援事業の実施状況の確認・検証
- ◇相談支援専門員の活動状況の確認・検証

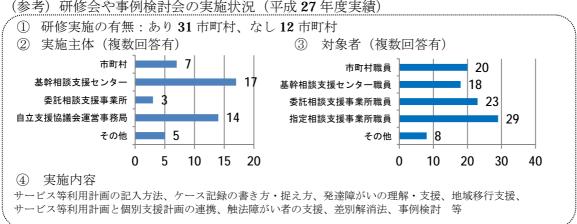
○岸和田市での取り組み

岸和田市では、すべての指定相談支援事業所と市障がい者担当課、障がい児担当課が参加する自 立支援協議会相談支援部会を毎月1回実施しており、事業所間のネットワークづくりの場となって います。相談支援部会では、ワーキング(主に市からの情報提供(計画の進捗状況、更新必要者数、 社会資源の情報等)や課題検討)と勉強会(好事例の発表や困難事例の検討等)をそれぞれ隔月で 実施し、全体のスキルアップにつなげています。

今年度の相談支援部会(勉強会)では事例検討を中心に行っており、計画の評価というよりは、 相談支援専門員から好事例を収集し、皆で検討するようにしています。相談支援専門員が関わって うまくいった事例の発表、また、相談支援専門員が対応している困難事例をもちよって事例検討の 場にあげ、共有することで、他事業所の相談支援専門員から様々な意見を聞き、どのように支援す るのかを検討し、対応につなげています。

②研修における質の向上、計画の評価の取り組み

地域自立支援協議会では、サービス等利用計画作成を通して構築された連携やネットワークの発展、 計画作成を通して把握された地域の課題への対応、作成された計画が公平・中立なものとなっている かの吟味、困難ケースへの対応、さらには標準的なサービス等利用計画作成のためのスキルアップ研 修を行うことが期待されます。



(平成 28 年度障がい児者の相談支援に関する実施状況(大阪府調べ)より)

次に、市町村で取り組まれている研修や勉強会の具体例について紹介します。

○高槻市の取り組み

《ケアマネジメント連絡会議》

高槻市では、自立支援協議会ケアマネジメント連絡会議を開催し、指定特定及び障害児相談支援 事業所はすべて参加し、地域課題、地域の体制や制度について議題としています。

また、連絡会議とは別に、相談支援事業所向けの研修を年3回シリーズで毎年実施しています。

平成27年度は、事例検討の仕方について研修を開催しました。

- ○相談支援強化研修 3 回:テーマ「現任研修でのスーパービジョンの 1 つとしての事例検討をめぐって一専門性を高めるための事例内容と書き方を中心として一
- ○児童福祉・障がい福祉制度説明会:市子育て総合支援センター、障がい福祉課より 説明

平成 28 年度は更に、事業所から要望があったサービス等利用計画作成にかかる研修を、大阪府障がい者相談支援アドバイザー派遣事業を活用して相談支援事業所向けに開催する予定としています。

≪子どもワーキング≫

高槻市では、自立支援協議会子どもワーキングを設置し、相談支援事業所と必要に応じて関係機関が参加しています。平成 28 年度は、支援学校との連携をテーマにしています。

なお、児童のみの事業所連絡会も行っています。

≪ケアマネジメント連絡会議の取り組み例≫

頻度 :月1回

出席者:相談支援事業所相談員

テーマ	個々の課題を地域の課題へ
実施内容	地域の課題等報告書の提出
テーマ設	ケアマネジメント連絡会議の目的として、個々の相談事例からニーズをひろ
定の経緯	うことで、地域の課題をあげることを目指した

テーマ	児童と成人の事業所の引継ぎと情報共有
実施内容	2 つのプロジェクトチームで引継ぎ方法の検討と情報共有によるスキルアッ
	プを図る
テーマ設	児童と成人の相談支援事業所が分かれていることから起こるデメリットの
定の経緯	解消をする為

≪子どもワーキングの取り組み例≫

頻度:概ね月1回

出席者:障がい児相談支援事業所、児童発達支援センター、通所事業所、子育て支援センター

テーマ	障がい児相談支援事業所と通所事業所の連携について
実施内容	グループディスカッションなどを行い連携の取り方について検討
テーマ設	計画相談と個別支援計画の支援のポイントを共有することのや役割分担が
定の経緯	課題となったため

【参考資料:自立支援協議会のまとめ(平成27年度実績) P54】

○岸和田市での取り組み

勉強会では、各相談支援専門員の強みを活かして、例えば障がい種別や居宅系や施設等のサービス種別ごとの特徴等について情報交換を行い、知識を共有しています。相談支援専門員が1人の事業所には他の事業所の計画をみてもらう機会を設けるようにしています。相談支援部会は、事業所に主体性をもってもらうため、司会・進行も事業所の輪番制としています。なお、事例検討や勉強会から出てきた課題を抽出し、研修内容や取り組みに反映するようにしています。岸和田市版のサービス等利用計画の様式も、相談支援部会で議論して作成しました。【参考資料:サービス等利用計画・障害児支援利用計画岸和田市Ver等 P39】

また、市職員が障がい支援区分の認定調査に行く際に、新任の相談支援専門員に同行してもらい、相談支援専門員が行うアセスメントのフォローを行っています。

≪研修会(勉強会)の取り組み例≫

頻度:2か月に1回実施

出席者:市障害者支援課、市児童育成課、市保育課、市内指定特定相談支援事業所

	· 印件自己入饭所、中儿里自然所、中水自然、印 用品是可是旧版入饭于木川
テーマ	事例発表
実施内容	好事例2ケースの紹介
	・とことん本人に寄り添う支援~3年を通してみえてきたこと~
	相談支援専門員が好ましくないと思う生活でも、利用者が希望している生活であれ
	ば寄り添い、困ったときに相談を受けられる関係作りが大切。また、相談支援専門
	員が必要と考える意向は、利用者が受け入れられるまでゆっくりとすすめる。
	・ケースを通して学んだこと〜他機関との連携と調整〜
	生活に課題が多く、多機関との連携が必要な場合、相談支援専門員は役割を整理し、
	各課題には各機関がサービス担当者会議で決まった方針で対応する。相談支援専門
	員はブレない姿勢が大切。課題を一人で抱え込まず、チームで解決していく。
テーマ設	困難ケースに対して、相談支援専門員が普段と異なる支援をすることでよい結果に繋
定の経緯	がった事例を紹介し、他の相談支援専門員に参考にしてもらい、多角的な視点をもっ
	てもらうことを目的とした。

テーマ	障害年金について
実施内容	障害年金申請までの支援について
	障害年金の種類や納付要件等の基本的な制度説明や、申立書の記載方法を説明。相
	談支援専門員は利用者の記憶整理の支援をする。社会保険労務士等に引き継ぐ場合
	は、利用者の記憶と記録が異なることはよくあるため、客観的に記憶整理する。
テーマ設	障害年金の申請は相談支援専門員の必須の業務ではないものの、身近な相談支援専門
定の経緯	員が申請の支援をすることが多い。そのため、どのように記載すればいいのか、どの
	タイミングで社会保険労務士等に依頼すればいいのか等を、社会保険労務士の資格を
	持つ相談支援専門員に講義してもらうことで、スムーズな支援に繋がることを目的と
	した。

テーマ	事例検討
実施内容	新規事業所が抱える困難ケースをグループワーク形式で検討
	・居宅介護事業所と相談支援専門員との関係作りについて
	課 題:障害福祉サービスの利用が、利用者主体ではなく、A 居宅介護事業所主体
	となっている。
	解決案:支援機関全員で支援の方向性を決めることで、A 居宅介護事業所にも統一
	した対応をしてもらい、時間をかけて関係を作っていく。計画相談支援の
	役割や、他機関と連携する必要性を伝えていく など。
	・アルツハイマー型認知症の方の独居生活の組み立てについて
	課 題:自宅トイレの場所も分からず、火の管理や金銭管理にも支援が必要。
	解決案:在宅生活でのストレングスを整理し、障害福祉サービスと介護保険サービ
	スの併用を検討する(みなし2号)。日中活動で人との関わりを増やし認知
	症の進行を防ぐ。それでも独居が困難であれば認知症グループホーム等の
	利用を検討。今後、徘徊高齢者等見守りネットワークに登録するなど。
テーマ設	新規事業所が増えるなかで、質の向上と相談支援専門員の不安解消のため、抱えてい
定の経緯	る困難ケースの検討を行う。他の相談支援専門員からのアドバイスや、1人では気付
	きにくい視点や協力体制を確認することを目的とした。

○泉佐野市での取り組み

泉佐野市では、自立支援協議会ケアマネジメント部会において基幹相談支援センターが中心となり 研修を企画・実施しています。

ケアマネジメント部会参加の相談支援専門員全体研修と平成 27 年度以降に新規で開設した事業所の相談支援専門員を対象に研修を実施しています。特に、新しい相談支援専門員を対象に、「介護保険制度と障害福祉制度の違い」「支給決定の仕組み」「受給者証の見かた」「大阪府の相談支援従事者研修のフォローアップ」など、大阪府の初任者研修を受け実際の計画相談立案にあたり要望の多かった内容を中心にスキルアップ研修として全6回研修を実施しました。

【参考資料: H28 年度ケアマネジメント部会 年間計画と実践項目 P46】

さらに、事業所連絡会で相談支援専門員だけでなく障害福祉サービス等事業所を対象に、本人中心支援にむけて、ストレングス、本人主体、エンパワメント、リカバリー、権利擁護の5つのキーワードでサービス等利用計画と個別支援計画の関係を取り上げた研修を実施し、相談支援専門員とサービス事業所の双方がそれぞれの役割や計画の関係性に対する理解を深め、連携しやすくなるよう取り組んでいます。

【参考資料:泉佐野市・田尻町における計画相談支援等を推進するための取り組み P50】

③多角的評価が可能となる体制整備の取り組み

自立支援協議会は、障がい福祉サービスの基盤整備、サービスを提供する人材の養成等、さまざまな課題を解決するために、関係者が集まって検討する場です。自立支援協議会は障害者総合支援法が目指す「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」を実現していくために必要です。具体化のためには、自立支援協議会に参加する関係者全員が、この目的に向け、協働して地域の支援体制を構築していくという共通認識が求められます。

協議の場	自立支援	相談支援	2014h	検討して
項目	協議会	事業所連絡会	その他	いない
基幹相談支援センターのあり方	34	14	8	3
等、相談支援体制の充実について	(79.1%)	(32.6%)	(18.6%)	(7.0%)
計画相談支援・障がい児相談支援	30	15	10	1
の推進策について	(69.8%)	(34.9%)	(23.3%)	(2.3%)
W (本政行の世) (本文) (本文) (本文) (本文) (本文) (本文) (本文) (本文	34	3	7	2
地域移行の推進策について	(79.1%)	(7.0%)	(16.3%)	(4.7%)

(参考) 自立支援協議会等での相談支援体制の検討状況

※地域移行の推進策の項目においては、「その他」として、「地域移行・地域定着支援会議」、「地域移行WG」、「精神障がい部会」、 担当部局と基幹C及び各事業所との協議での検討が挙げられた。

(平成28年度障がい児者の相談支援に関する実施状況調査結果(大阪府調べ)より)

○門真市の取り組み

門真市では、自立支援協議会の相談支援部会として門真市障がい児者相談支援連絡会を設置し、相談支援事業所、基幹相談支援センター、市障がい福祉課が集まって計画相談に関する課題、連絡調整、様々な話し合いをする場としており、8月と12月を除き、毎月実施しています。計画相談支援の事業所指定時に連絡会への参加をお願いしており、市内全ての相談支援事業所が参加しています。

門真市障がい児者相談支援連絡会三役会を8月と12月を除き毎月実施し、その中で門真市障がい 児者相談支援連絡会で実施するテーマを決め、質の向上・相談支援体制強化等に取り組んでいます。

【参考資料:平成 28 年度 門真市障がい児者相談支援連絡会工程表(案) P32 】

また、平成 27 年度では、連絡会の第 1 回目において、サービス等利用計画を作成する際の注意点について市障がい福祉課から相談支援事業所へ説明会を実施し、日本相談支援専門員協会作成のサービス等利用計画作成サポートブックを紹介、解説するとともに、計画作成時に具体的に記載内容が不十分であることが多い点を指摘し、基本的な留意点等について説明を行いました。

[※]相談支援体制の充実や計画相談支援等の推進策の項目において、「その他」は「担当部局内で検討」や「担当部局と基幹C及び 委託事業所との協議」が挙げられた。

≪基本的な留意点の例≫

- ・できるだけ利用者本人の言葉や表現で記載し、家族や関係機関からの情報である場合等、誰からの情報であるかわかるようにする
- ・サービス利用時間について、その根拠とした状況、必要性を記載する
- ・サービス利用に至るまでの経緯、家族構成や家族などの生活の状況を記載する
- ・サービス提供によって実現する生活の全体像について、サービスを利用することで対象者がど のような生活に変化するのか、相談支援専門員の見立てを記載する

また、将来的な事業所内での SV 体制構築を見据え、「1 事業所あたり相談支援専門員を1. 5 人配置すること」を指定時の目安として依頼しています。

○泉佐野市での取り組み

泉佐野市では新規指定の際に、相談支援の実施に関する協議の場として相談支援事業所、基幹相談 支援センター、行政で構成する自立支援協議会ケアマネジメント部会があることや、基幹相談支援セ ンターによる後方支援があることを伝えています。

また、計画の質の向上と相談支援専門員の後方支援のため、サービス等利用計画案とあわせて自己確認シート(「大阪府相談支援ハンドブック」のチェックシートを一部改訂)を提出してもらい、基幹相談支援センターで確認しています。これにより、計画作成者がポイントに沿ってセルフチェックできるとともに、基幹相談支援センターで確認することにより各相談支援専門員が抱える課題を地域課題として可視化を図り、課題の共有や計画の質の向上に向けて取り組んでいます。【参考資料:平成28年4月からの泉佐野市・田尻町におけるサービス等利用計画案の流れ P49】

また、必要に応じて基幹相談支援センターが情報共有会議を開催したり、計画作成に当たっての利用者の課題整理を共に行うなど、個別の状況に応じた支援を行うことで事業所の後方支援を行っています。

○岸和田市の取り組み

新規に指定を受けた相談支援事業所に対して、既存の相談支援事業所と既に共有しているサービス等利用計画を作成する上での留意点等をまとめた資料を渡すとともに、今後のフォローアップとして相談支援部会のワーキングや勉強会があることを説明し、参加を呼び掛けています。

(3) 大阪府の役割

都道府県には、相談支援従事者研修を実施して相談支援専門員を養成する役割と市町村の取り組みの実態把握や評価を行ったうえで相談支援体制づくりへの助言及び広域調整等を行うバックアップが求められています。市町村が地域の実情に応じて相談支援体制を整備し、府内の地域格差をなくしていけるような支援をしていくことが望まれます。

大阪府では、今まで相談支援専門員の養成により、各特定相談支援事業所等が十分に業務を行うことができるように、まずは相談支援専門員の「量的な確保」に積極的に取り組んできました。また、障がい者ケアマネジメントの理念に沿った質の高い計画相談支援の実施のためには、相談支援専門員の更なる支援の質の向上と基幹相談支援センター等を中心とした地域の相談支援体制づくりへの支援が大切になっています。さらには、府の役割として市町村職員への障がい者ケアマネジメントについての理解促進があげられます。サービス等利用計画(案)は支給決定の根拠となるものであり、一定の質を確保したサービス等利用計画が作成されるように、相談支援事業所に指導・助言できる市町村職員への研修等も必要です。

①利用者本人のニーズに応じた適切なサービス等利用計画作成のための相談支援専門員の支援の質の向上への取り組み

○大阪府の相談支援従事者研修事業について

大阪府の研修事業については、昨年度の本部会の報告書「相談支援体制における人材育成と定着支援に向けて」にまとめられています。サービス等利用計画の質の向上のためには、1人の相談支援専門員の負担が過剰になることがないように、十分な数の相談支援専門員の養成が必要です。そのため、大阪府では平成 25 年度より、相談支援従事者初任者研修・現任研修を指定研修事業者が実施し、毎年 1,000 名規模の新規の相談支援専門員を養成するとともに、受講者の決定に市町村推薦枠を設け、市町村が必要に応じて相談支援専門員を養成できるよう配慮しています。

大阪府の相談支援従事者研修初任者研修・現任研修(以下、それぞれを「初任者研修」「現任研修」という)で必ず履修するのが、駒澤大学の佐藤光正教授が提唱したミスポジション論に基づく5ピクチャーズの手法です。ミスポジション論とは、本来こうありたいという自分と現状のズレに焦点を当てて本人を理解する方法です。5ピクチャーズとは「こうありたい自分」になるために何を必要としているかを導き出す手法です。この手法によりサービスありきに陥りがちな計画作成から、障がい者ケアマネジメントの理念に基づく本人の想いに寄り添った計画作成にすることが可能となり、支援者の共通理解が深まり本人中心の支援に繋がります。そのため演習では、5ピクチャーズによるニーズ整理をしてからサービス等利用計画を作成するというグループワークをしています。

また、相談支援専門員が実際に支援するためには、さまざまな関係機関と連携しながら障がい特性が多岐にわたる利用者を支援することが必要です。平成 25 年度より大阪府障がい者自立相談支援センターにおいて相談支援従事者専門コース別研修(以下、専門コース別研修という)を実施し、現に相談支援専門員として従事している方のスキルアップをめざしています。

専門コース別研修は(i) 相談支援専門員としてのさまざまな専門的知識や支援技術を習得するための専門テーマ別コース(ii) 相談支援専門員の中核となる方を養成する指導者養成コース(iii) 基幹相談支援センター職員コースがあります。

専門コース別研修の実施状況については、次のとおりです。

(参考) 平成 27 年度相談支援従事者専門コース別研修実施状況

種類	コース名	修了者数
専門テーマ別コース	高次脳機能障がい支援コース	79 人
	医療的ケアコース	148 人
	地域移行・地域定着支援コース	78 人
指導者養成コース	ファシリテーターコース	79 1
	(現:ファシリテーションコース)	72 人
	スーパービジョン基礎コース	27 人

(参考) 平成 28 年度相談支援従事者専門コース別研修実施状況

種類	コース名	修了者数
専門テーマ別コース	障がい児支援コース	102 人
	高次脳機能障がい支援コース	41 人
	地域移行・地域定着支援コース	100 人
指導者養成コース	ファシリテーションコース	39 人
	スーパービジョン実践コース	15 人
基幹支援コース	基幹相談支援センター職員コース	(3月実施予定)

(i)専門テーマ別研修

大阪府では、アンケート調査等を実施して、相談支援専門員として必要な研修のニーズ把握に努めるとともに、障がい者相談支援アドバイザー(以下、「アドバイザー」という)の参加のもと研修企画会議を実施して、専門コース別研修のテーマの設定や演習方法の検討を行っています。演習では、そのテーマに応じた事例を用いてサービス等利用計画の作成を行っています。グループのメンバーが意見交換しながら、サービス等利用計画を作成することにより、今までの自らの計画作成を振り返り、新たな気づきの機会や相談支援専門員の情報交換の場ともなっています。

また、昨年度実施の研修受講者対象のフォローアップアンケートでは、研修終了後、伝達研修を行った受講者が約 60%いるなど、研修受講者本人が知識を習得するだけでなく、その知識を地域に持ち帰り、相談支援部会などで共有するという活用が見受けられました。今後も、研修受講者だけでなく、地域での研修体制の強化につながる研修内容の工夫が求められます。

(ii) 指導者養成コース

指導者養成コースは、地域自立支援協議会の活性化や、市町村での相談支援専門員の育成など「地域づくり」の核となる相談支援専門員の養成を目指して実施しています。ファシリテーションコースでは、サービス担当者会議や自立支援協議会等で関係者間の技術を引き出す「集団における問題解決の方法」「アイデア開発」「合意形成」等のファシリテーション技術をもつ人材の育成を行っています。

また、ファシリテーションコース修了者は、習得した技術を実践に活かす場として、相談支援従事者研修等の演習においてファシリテーターとして活躍することもあります。また、スーパービジョンコース(基礎・実践)は相談支援専門員としての経験年数が概ね8年以上であり相談支援従事者研修で講師や演習リーダー等を担っている相談支援専門員としての高いスキルを持った方を対象としています。到達目標としては、相談支援専門員のネットワークの構築をめざし、スーパービジョンや地域での研修企画を行い、後進の指導育成にあたることが望まれます。大阪府では、相談支援専門員が1人しか配置されていない事業所も数多くあります。このような状況で、新任や経験の浅い相談支援専門員を地域で支えていくことができるように、サービス等利用計画の作成や個別事例等に対するスーパーバイズができる人材の養成が最も大切です。

(iii) 基幹相談支援センター職員研修

基幹相談支援センターは、「困難ケースなどの総合相談・専門相談」「権利擁護・虐待防止」「地域移行・地域定着」「地域の相談支援体制の強化の取り組み」の機能を果たすために設置されています。しかし、設置から間もないこともあり、市町村によってその力量に差があり、基幹相談支援センター、障がい者相談支援事業(委託相談支援事業所等)、指定特定相談支援事業所等で役割分担がうまくできていない地域もあります。

そのため、平成 28 年度より、専門コース別研修の 1 つとして基幹相談支援センター職員研修を実施する予定です。初年度は「地域の相談支援体制の強化の取り組み」をテーマに行います。サービス等利用計画作成やサービス担当者会議開催のために関係者とその連携方法を学ぶ研修会を地域で開催するために、必要な研修企画のノウハウを学ぶ機会となることが望まれます。

②地域の相談支援体制強化への取り組み

(i) 障がい者相談支援アドバイザーの派遣

大阪府では、平成 19 年度より、豊富な相談支援事業の経験やネットワークの構築のための専門的知識を有するアドバイザーを市町村に派遣する障がい者相談支援アドバイザー派遣事業を実施し、各市町村の基幹相談支援センター等に対するスーパーバイズや自立支援協議会の活性化等市町村の相談支援専門員のネットワークである相談支援連絡会や相談支援部会の研修等への派遣があります。地域の相談支援専門員がサービス等利用計画案を持ち寄り、それについての意見交換を行い、互いに評価をするとともにアドバイザーが助言を行うという方法です。その中で、計画案の中から共通の地域課題を見出し議論が深まることがあります。市町村は自ら、地域の実情を整理しつつ障がい者相談支援アドバイザー派遣事業を積極的に活用して、地域の実情に応じた相談支援体制を強化していくことが望まれます。

大阪府においては、障がい者相談支援アドバイザー派遣事業を市町村が有効に活用できるように積極的に周知するとともに、アドバイザーの助言が必要な市町村に派遣していくコーディネート機能が求められます。

(ii) 大阪府自立支援協議会の取り組み

市町村における相談支援体制の整備が図られるよう、大阪府としては、市町村の実態を調査等により把握し、課題を抽出するとともに、各市町村における取り組みの先行事例について市町村間で共有する機会を確保することが必要です。そのためには、先行事例を集約し、工夫点等を取りまとめて市町村に周知することに加え、市町村や基幹相談支援センター等の職員を対象に情報交換の機会を設けることが有効と考えられます。特に、基幹相談支援センターに対しては、現時点では設置されて間もないセンターが多い中、地域の相談支援の中核的役割を果たせるように、大阪府が先行事例やノウハウ等を共有する機会を創出するなどのバックアップ機能を発揮していく必要があります。

また、大阪府では、各地域自立支援協議会の運営状況や課題を共有すること、地域課題や対応策に関する情報交換により、取り組みを活性化すること、地域協議会・大阪府・障がい者相談支援アドバイザー間の「顔の見える関係」を構築すること等を目的とした「地域自立支援協議会情報交換会」(以下、「情報交換会」という)を実施しています。情報交換会では、例えば人口規模別や課題別にグループ分けを行うこと等により、普段かかわりのない地域間での交流を図るとともに、活発な情報交換を促すなど運営上の工夫をしています。

これらの取り組みを通じて、各市町村や基幹相談支援センターが、他地域の取り組みを聞き、参考としながら、それぞれの実情に応じた取り組みを推進することで、障がい者の多様なニーズに応じたきめ細やかな支援が実現できるよう働きかけていくことが必要です。

(iii) 市町村職員研修の実施

大阪府では障がい者自立相談支援センターにおいて、市町村障がい福祉担当の新任職員を対象に、 市町村障がい福祉担当新任職員研修を実施しています。(大阪市・堺市除く)その中で、相談支援担 当職員研修を行い、相談支援の基本姿勢、計画作成の意義を知るとともに、実際に初任者研修の演習 内容を体感する演習を実施しています。この研修を実施することにより、市町村職員に相談支援の果 たす役割や理念、相談支援専門員の業務を知ってもらい、「地域づくり」を官民協働で実現できる人 材の育成を目指しています。